

茨木市初期投資促進事業・経営発展支援事業補助要綱

（目的）

第1 この要綱は、市内において新規就農者が農業経営（以下「経営」という。）を開始する事業に対し、市が補助金を交付することにより就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援することで、新規就農者の就農意欲の喚起及び就農後の定着を促進し、もって農業の振興を図ることを目的とする。

（補助対象）

第2 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 市内を就農地として経営を開始する事業であること。

(2) 次に掲げるいずれかに該当する事業であること。

ア 新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和8年4月7日付け8経営第35号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農者確保要綱」という。）別記2第5のⅠの1又はⅡの1に掲げる要件に該当する者が行う事業（以下「初期投資対象事業」という。）

イ 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和8年4月7日付け8経営第23号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農者育成要綱」という。）別記1第5－1の1又は第5－2の1に掲げる要件に該当する者が行う事業（以下「経営発展支援対象事業」という。）。また、補助金の助成対象は新規就農者確保要綱別記2第5のⅠの2又はⅡの2（経営発展支援対象事業にあつては、新規就農者育成要綱別記1第5－1の2又は第5－2の2）に該当するものとする。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び茨木市暴力団排除条例施行規則第3条に規定する暴力団密接関係者が行う事業でないこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、新規就農者確保要綱別記2又は新規就農者育成要綱別記1の規定を順守して行われる事業であること。

（補助対象経費）

第3 補助の対象となる経費は、補助の対象となる事業に要する経費とする。

（補助金額）

第4 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 初期投資対象事業

ア 新規就農者確保要綱別記2第5のⅠ

補助対象経費の4分の3を補助金額とする。補助対象経費の上限額は1,200万円とする。

イ 新規就農者確保要綱別記2第5のII

補助対象経費の4分の3を補助金額とする。また、補助対象経費の上限額は1,000万円（新規就農者育成要綱の別記2就農準備資金・経営開始資金（以下「就農準備資金・経営開始資金」という。）の経営開始資金又は新規就農者確保要綱別記1就農準備・経営開始支援事業（以下「就農準備・経営開始支援資金」という。）の経営開始支援事業の交付対象者の場合は、500万円）とする。

(2) 経営発展支援対象事業

ア 新規就農者育成要綱別記1第5-1

補助対象経費の4分の3を補助金額とする。また、補助対象経費の上限額は1,000万円（就農準備資金・経営開始資金の経営開始資金又は就農準備・経営開始支援資金の経営開始支援事業の交付対象者の場合は、500万円）とする。

イ 新規就農者育成要綱別記1第5-2

補助対象経費の4分の3を補助金額とする。補助対象経費の上限額は1,200万円とする。

2 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、夫婦合わせて、第1項の補助対象上限額に1.5を乗じて得た額を上限額（1円未満は切捨て）とする。

(ア) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

(イ) 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。

(ウ) 夫婦共に目標地図に位置づけられた者等となること。

（初期投資促進事業計画等の承認の申請）

第5 補助金の交付を受けようとする者は、初期投資促進事業計画等・経営発展支援事業計画等承認申請書兼変更承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に初期投資促進事業計画等（経営発展支援対象事業にあっては、経営発展支援事業計画等。以下同じ。）の承認を申請しなければならない。

(1) 青年等就農計画認定申請書の写し

(2) 青年等就農計画認定書の写し

(3) 初期投資促進事業申請追加資料（経営発展支援対象事業にあっては、経営発展支援事業申請追加資料）

(4) 個人情報への取扱いに係る同意書（様式第12号）

（初期投資促進事業計画等の承認の決定）

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課等の関係機関や新規就農者確保要綱別記2又は新規就農者育成要綱別記1第7のサポート体制の関係者による面接等を行い、その内容を審査し、適当と認めたものについて初期投資促進事業計画等の承認を決定し、申請者に対し初期投資促進事業計画等・経営発展支援事業計画等承認通知書（様式第2号）により通知する。

（初期投資促進事業計画等の変更）

第7 第6の規定により初期投資促進事業計画等の承認の決定を受けた者は、当該初期投資促進事業計画等の内容を変更しようとするとき（当該変更が追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微なものであるときを除く。）は、第5に準じて初期投資促進事業計画等・経営発展支援事業計画等承認申請書兼変更承認申請書に変更後の第5第1号から第3号までに掲げる書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、申請者に対し初期投資促進事業計画等・経営発展支援事業計画等変更承認通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（交付決定前着手届）

第8 やむを得ない事情により、交付決定前に事業の着手を実施する必要がある場合は、第6の承認の決定を得た後、その理由を明記した茨木市初期投資促進事業・経営発展支援事業交付決定前着手届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付申請）

第9 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市初期投資促進事業・経営発展支援事業補助金交付申請書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第10 市長は、第9の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市初期投資促進事業・経営発展支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により通知する。

（変更の申請）

第11 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において当該申請の内容を変更しようとするときは、第9に準じて茨木市初期投資促進事業・経営発展支援事業補助金交付変更承認申請書（様式第7号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第10に準じて決定の

内容を変更し、茨木市初期投資促進事業・経営発展支援事業補助金変更承認通知書（様式第8号）により申請者に通知する。

（補助金の交付請求及び実績報告）

第12 第10の補助金交付決定通知書を受けた者は、茨木市初期投資促進事業・経営発展支援事業実績報告兼助成金支払請求書（様式第9号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。ただし、概算払の場合は、茨木市初期投資促進事業・経営発展支援事業補助金概算払交付請求書（様式第10号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。また、概算払で支払いを受けた者は、茨木市初期投資促進事業計画に記載された取組を完了したときは、茨木市初期投資促進事業・経営発展支援事業実績報告（様式第11号）を作成し、市長に報告する。

（補助金の交付）

第13 市長は、第12の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（就農状況の報告及び確認等）

第14 補助金の交付を受けた者は、事業実施の翌年度から初期投資促進事業計画等に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の就農状況報告（新規就農者確保要綱別記2（経営発展支援対象事業にあつては、新規就農者育成要綱別記1））別紙様式第4号を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の就農状況報告の提出を受けたときは、（新規就農者確保要綱別記2（経営発展支援対象事業にあつては、新規就農者育成要綱別記1）第8の5に規定された方法により補助金の交付を受けた者の就農状況報告の確認を行う。

（住所等の変更）

第15 補助金の交付を受けた者は、初期投資促進事業計画等に定めた目標年度までに氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（新規就農者確保要綱別記2（経営発展支援対象事業にあつては、新規就農者育成要綱別記1）別紙様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（立入検査）

第16 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第17 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿、作業日誌及び農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、農用地利用集積等促進計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し）を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第18 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年から起算して10年間保存しなければならない。

（財産管理）

第19 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用が増加した価格の単価が500,000円以上の財産（第20において「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間（第20第1項において「処分制限期間」という。）においては、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、機械・施設等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かせるものとする。

3 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、機械・施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌、利用簿等を適宜作成、整備及び保存させるものとする。

4 市長は、補助金の交付を受けた者が前項で作成した機械・施設等の管理運営日誌又は利用簿等を各年度に少なくとも一度提出させるなど、機械・施設等の管理状況を定期的に把握し、必要に応じて交付対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるようにするものとする。なお、過去に他の補助事業により整備した機械・施設等についても、同様に適切な管理運営等が行われるように努めるものとする。

（財産処分の制限等）

第20 補助金の交付を受けた者は、取得財産等を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

2 市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

3 市長は、補助金の交付を受けた者が整備した機械・施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに補助金の交付を受けた者に報告させるものとする。

4 補助金の交付を受けた者が整備した機械・施設等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械・施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ市長へ報告しなければならない。

（補助事業の中止等）

第21 補助金の交付を受けた者は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により導入した機械・施設等の耐用年数が残存する間に使用が困難となった場合は、その旨を市長に速やかに報告しなければならない。

（補助の取消し等）

第22 市長は、補助金の交付を受ける者又は受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

（情報の共有）

第23 市長は、新規就農者確保要綱別記2（経営発展支援対象事業にあつては、新規就農者育成要綱別記1）第6の1の規定による初期投資促進事業計画等の承認申請を行った者の情報を就農準備資金・経営開始資金交付対象者データベースに登録し、国、全国農業委員会ネットワーク機構、大阪府、茨木市農業協同組合、茨木市農業委員会、大阪府農業共済組合、株式会社日本政策金融公庫及び一般財団法人大阪府みどり公社（次項において「関係機関」という。）との間で共有するものとする。

2 関係機関は、前項の規定により取得した情報については、適正に取り扱い、新規就農者確保要綱別記2（経営発展支援対象事業にあつては、新規就農者育成要綱別記1）、大阪府農業経営構造対策事業補助金交付要綱（平成30年4月1日施行）及びこの要綱の目的以外に利用してはならない。

（サポート体制の整備）

第24 市長は、新規就農者確保要綱別記2（経営発展支援対象事業にあつては、新規就農者育成要綱別記1）第8の7のサポート体制を整備するものとする。

（国要綱の順守）

第25 市長並びに補助金の交付を受ける者及び受けた者は、この要綱に定めるもののほか、補助に際して、新規就農者確保要綱別記2（経営発展支援対象事業にあつては、新規就農者育成要綱別記1）の規定を順守しなければならない。

（市長の指示）

第26 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、令和5年10月17日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年7月3日から実施し、令和8年4月7日から適用する。

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所

氏 名

㊞

（自署の場合は押印不要）

初期投資促進事業計画等・経営発展支援事業計画等承認申請書兼変更承認申請書

（初期投資促進事業計画等・経営発展支援事業計画等）について、次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 添付書類

（1）青年等就農計画認定申請書の写し

（2）青年等就農計画認定書の写し

（3）初期投資促進事業申請追加資料

（経営開始支援資金対象事業にあつては、経営開始支援資金申請追加資料）

（4）個人情報の取扱いに係る同意書（変更承認申請の場合を除く。）

様式第2号（第6関係）

茨木市指令 第 号

住所

氏 名

様

初期投資促進事業計画等・経営発展支援事業計画等承認通知書

年 月 日付け申請の（初期投資促進事業計画等・経営発展支援事業計画等）は、次の条件を付けて承認します。

条件

年 月 日

茨木市長

印

様式第3号（第7関係）

茨木市指令 第 号

住所

氏 名

様

初期投資促進事業計画等・経営発展支援事業計画等変更承認通知書

年 月 日付け申請の（初期投資促進事業計画等・経営発展支援事業計画等）は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

年 月 日

茨木市長

印

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所

氏 名

印

（自署の場合は押印不要）

茨木市初期投資促進事業・経営発展支援事業交付決定前着手届

事業計画に基づく別添取組について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので了解願います。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助対象者が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容				着手予定 年月日	完了予定 年月日
	事業費	うち国費	うち府費		

理 由

年 月 日

（申請先） 茨木市長

住 所

氏 名 ㊟

（自署の場合は押印不要）

茨木市初期投資促進事業・経営発展支援事業補助金交付申請書

茨木市初期投資促進事業・経営発展支援事業補助金の交付を次のとおり申請します。

交付申請額								円
うち国費助成金								円
うち都道府県負担額								円
うちその他								円
【参考】自己負担								円

資金の振込口座

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金			店・所		出張所					
	金融機関コード										
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金		口座番号							
	郵便局	記号		(当座)番号							
口座名義人		(ふりがな)氏 名									

様式第6号 (第10 関係)

茨木市指令 第 号

住所

氏 名 様

茨木市初期投資促進事業・経営発展支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市初期投資促進事業・経営発展支援事業補助金は、
次の条件を付けて、金 円を交付します。

条件

年 月 日

茨木市長

印

年 月 日

（申請先） 茨木市長

住 所

氏 名

印

（自署の場合は押印不要）

茨木市初期投資促進事業・経営発展支援事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市初期投資促進事業・経営
発展支援事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額 円
- 5 変更後交付申請額 円
- 6 差引増減額 円

印

年 月 日

（請求先） 茨木市長

住 所

氏 名 ㊟

茨木市初期投資促進事業・経営発展支援事業実績報告兼助成金支払請求書

茨木市初期投資促進事業・経営発展支援事業補助要綱第12の規定に基づき実績を報告します。

（なお、併せて金 円を精算払いによって交付されたく請求します。）

区分	事業に要した経費 (A+B+C+D)	負担区分				備考
		国庫 助成金 (A)	都道府県 負担額 (B)	その他 (C)	自己負担 (D)	
	円	円	円	円	円	
計						

※ 区分の欄は、支援により行った取組を記載する。

（注）備考欄には消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

年 月 日

（請求先） 茨木市長

住 所
氏 名 ㊟

茨木市初期投資促進事業・経営発展支援事業補助金概算払交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で決定通知のあった事業補助金を次の
とおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円

3 概算払いを必要とする理由

年 月 日

（請求先） 茨木市長

住 所

氏 名 ㊟

茨木市初期投資促進事業・経営発展支援事業実績報告

茨木市初期投資促進事業・経営発展支援事業補助要綱第12の規定に基づき実績を報告します。

区分	事業に要した経費 (A+B+C+D)	負担区分				備考
		国庫 助成金 (A)	都道府県 負担額 (B)	その他 (C)	自己負担 (D)	
	円	円	円	円	円	
計						

※ 区分の欄は、支援により行った取組を記載する。

（注）備考欄には消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

（あて先）茨木市長

個人情報の取扱いに係る同意書

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

茨木市初期投資促進事業・経営発展支援事業に係る個人情報の取扱いについて

市は、茨木市初期投資促進事業・経営発展支援事業の実施に際して得た個人情報について、大阪府及び市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、就職準備資金・経営開始資金交付対象者データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関 （注）	国、全国農業委員会ネットワーク機構、大阪府、 茨木市農業協同組合、茨木市、茨木市農業委員会、大阪府農業共済組合、 株式会社日本政策金融公庫、一般財団法人大阪府みどり公社
-----------------	--

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

年 月 日

（法人・組織名）

氏名

印

（自署の場合は押印不要）